

〔五〕 防 災 計 画

1. 学校防災管理規程

（目 的）

第1条 この規程は、沖縄県立中部商業高等学校における防災管理の徹底を期し、もって、火災その他の災害による人的・物的被害を軽減することを目的とする。

（職員の義務）

第2条 職員は、本計画に定める各自の任務を自覚し、火災の予防に努め、火災またはその他災害が発生した場合は、その措置について協力し、敏速、的確かつ効果的な行動をとるよう常に心がけなければならない。

（火災予防の編成）

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理のもとに、各棟及び各室に火気取締り責任者をおき、その組織は別表2のとおりとする。

（消火活動の編成）

第4条 火災及びその他災害の発生時に、その被害を最小限にとどめるため、校内消防本部を設置し、消防隊長（校長）を最高責任者とし、その下に副消防隊長（教頭）及び班員をおく。その組織及び任務分担は別表1の通りとする。

（消火及び避難訓練）

第5条 有事に際し、被害を最少限度にとどめるため、消火及び避難訓練を行うものとする。

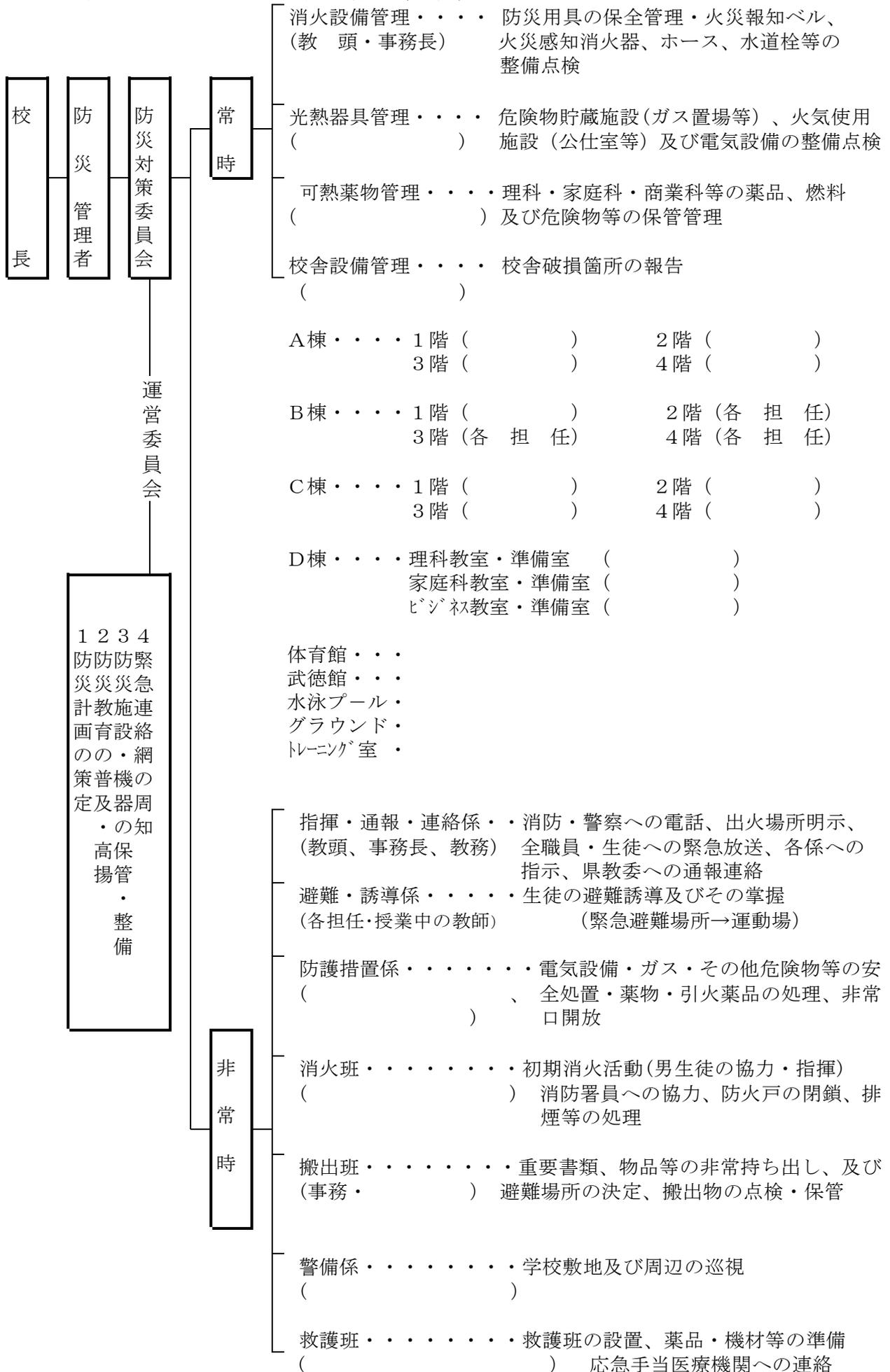
（休業日などにおける消火活動）

第6条 休業日（休日、土曜日、日曜日、夏季休暇、学年末休暇、学年初休暇）及び夜間等に緊急事態が発生した場合は、職員は別紙連絡網による通報を受け次第、すみやかに登校し、防災、消火活動に当たるものとする。

（実施日）

第7条 この規程は、平成4年4月1日から実施する。

2. 学校防災・防火対策組織・任務分担表



4. 中部商業高校 危機管理マニュアル



【校内への不審者侵入への対応】

令和7年4月版

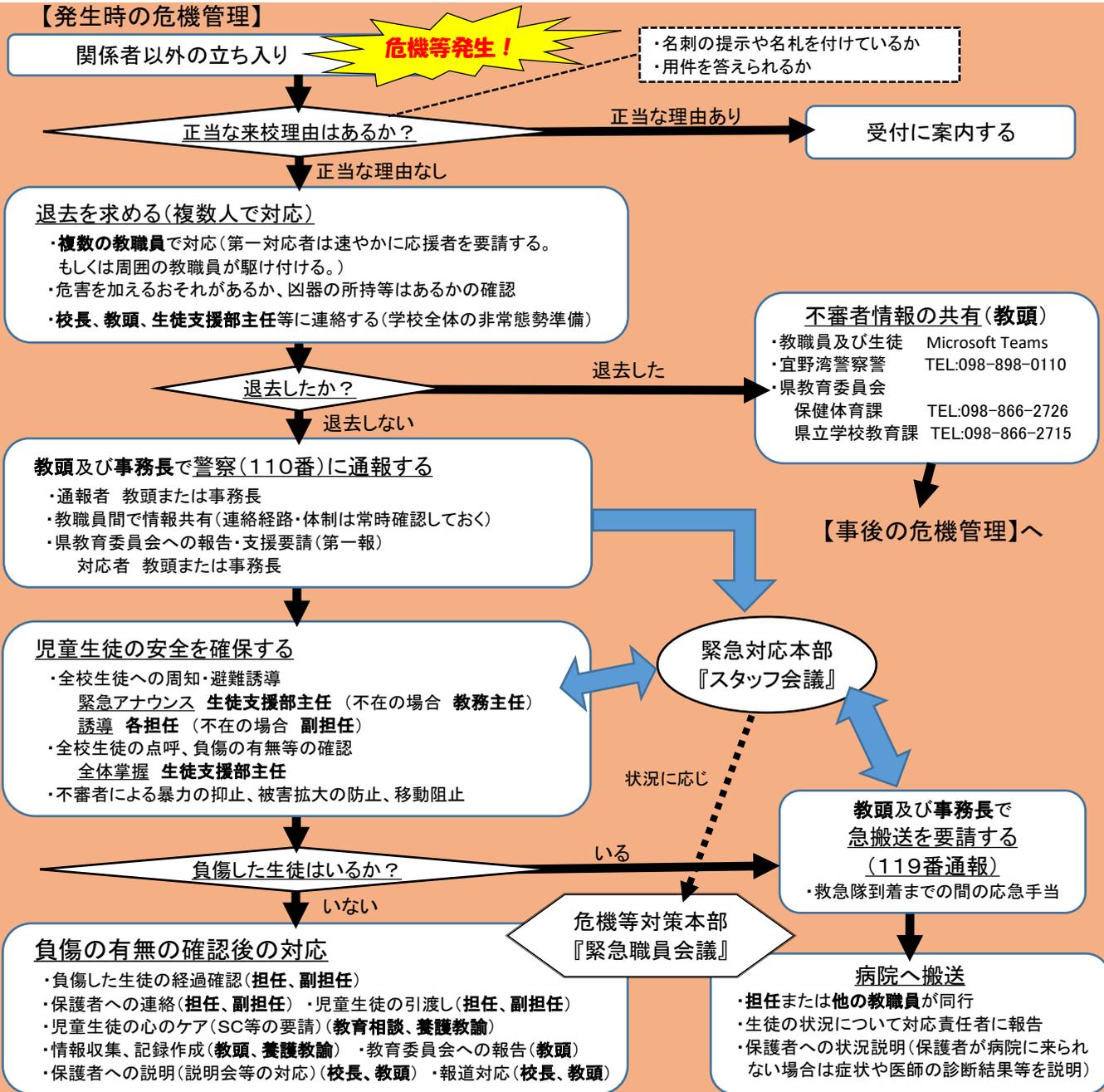
【対応方針】

- 生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない)。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 防犯カメラの作動確認
- 来校者用受付簿
- 校門、昇降口の施錠
- 防御用設備の点検
- 校内情報伝達体制の整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者への引渡しの確認
- 沖縄県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

授業中・部活動中の事故への対応

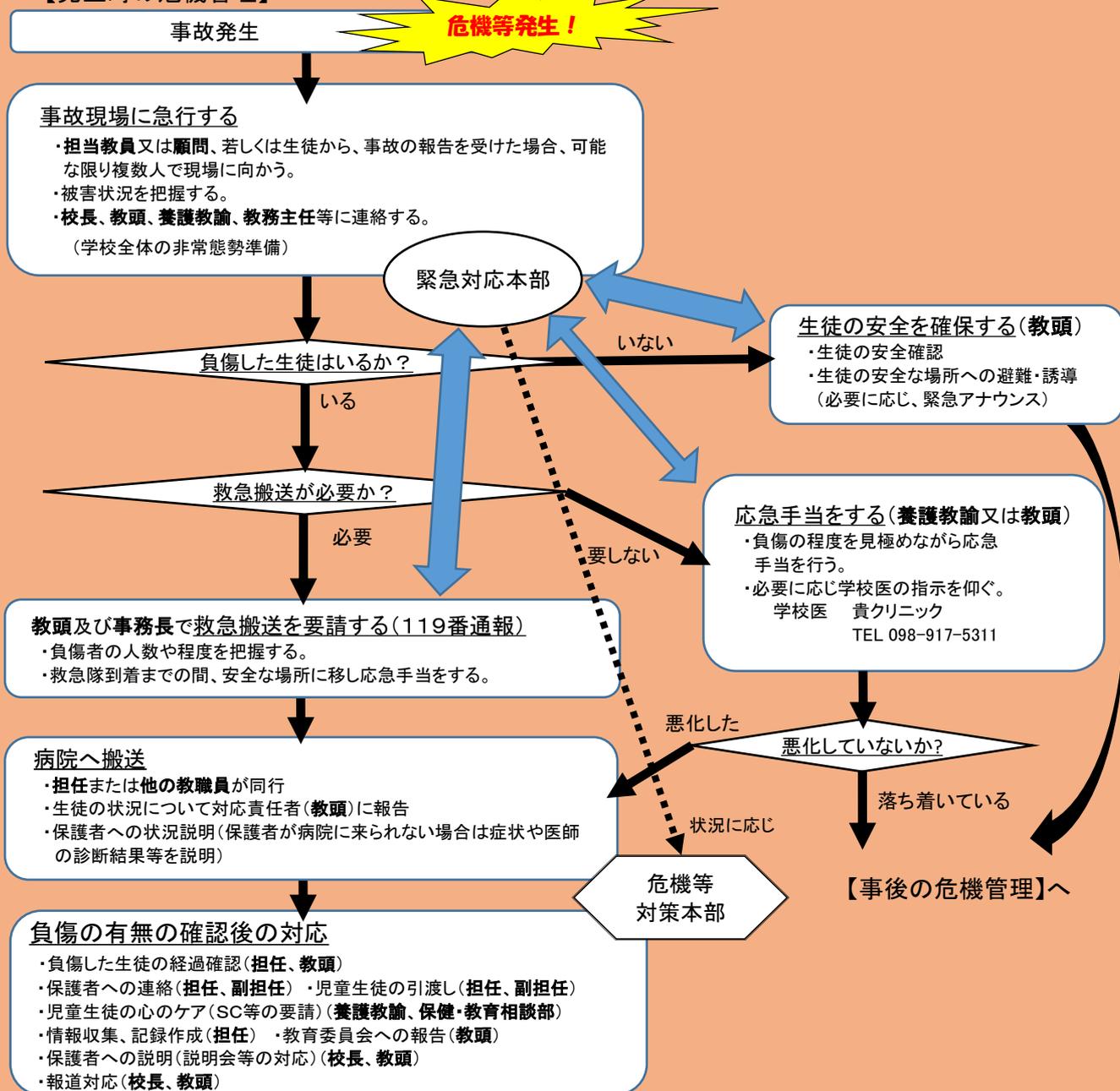
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) □ 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- AEDの稼働点検 □ 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

火災・地震への対応

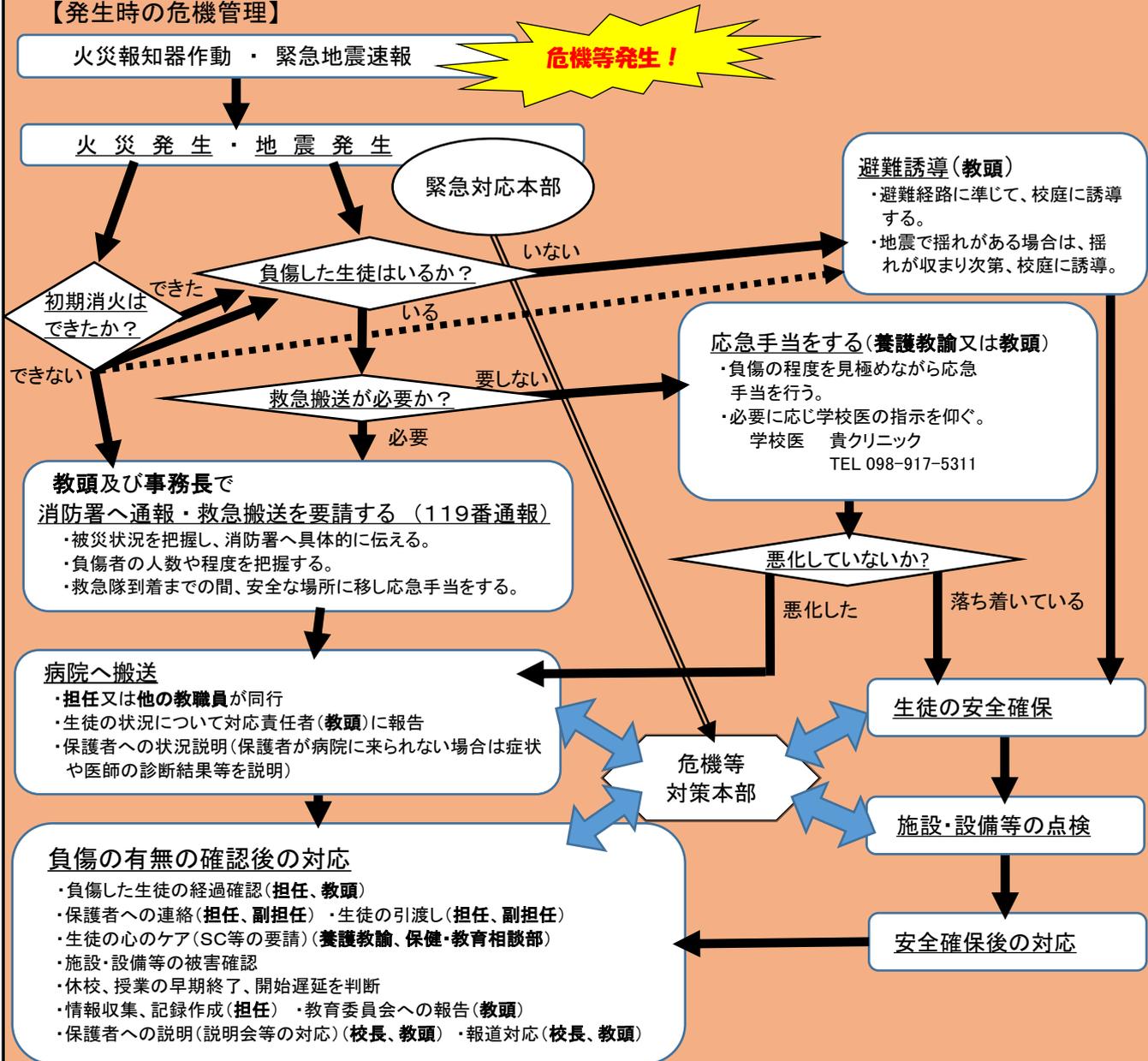
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備
- 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施